様式第四（第３条第４項関係）

特定海外事業計画に係る情報の提供について

年　　月　　日

内閣総理大臣　名　殿
財 務 大 臣　名　殿

株式会社国際協力銀行総裁　名

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第 85 条の３第５項の規定に基づき　　年　　月　　日付けで依頼があった特定海外事業計画に係る情報の提供について、下記のとおり情報を提供します。

記

１．特定海外事業の実現可能性及び収益性の評価等

２．特定海外事業計画の実施において必要と考えられる支援ツール、支援額、その他の条件等

（備考）
１．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
２．認定特定海外事業への支援に係る契約書の案を添付する。

様式第五（第３条第５項関係）

特定海外事業計画の不認定通知書

番　　号
年　　月　　日

殿

内閣総理大臣　名
財 務 大 臣　名

年　　月　　日付けで認定申請のあった特定海外事業計画について、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

（教示）
この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、主務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。
また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。